

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 紀村英俊		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月改定)			

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策・

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	115,126,516	100,938,947	93,508,028	
	一般会計	115,126,516	100,938,947	93,508,028	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。 ・3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。 <p>【循環資源の適正な3Rの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。 <p>【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の適切な施行、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールの普及等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 ・一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 <p>【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 ・産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 ・PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。 <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。 ・廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。 <p>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。 				

施策の方針に対する総合的な評価

【国内及び国際的な循環型社会の構築】	循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的に進めており、物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。また、策定から5年目を迎えたため、本計画の見直しを行った。具体的には、総務省による「リサイクル対策に関する政策評価」(平
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

成 19 年 8 月)も踏まえ、物質フロー指標及び取組指標に係る目標値の強化・拡充等を図るとともに、低炭素社会等の構築に向けた取組の統合、地域や国際的な循環型社会構築に向けて重点的に取り組むこととした。

とりわけ、国際的な循環型社会形成については、平成 19 年 9 月に、OECD における物質フロー分析及び資源生産性に関する取組において、OECD-ジャパンセミナーを OECD と共催するなど資源生産性の指標導入に関する国際的な議論をリードした。また、「3R イニシアティブ」の下で、「第 2 回アジア 3R 推進会議」の実施等を通じて、アジアにおける循環型社会形成を推進するとともに、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展しており、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【循環資源の適正な 3R の推進】

容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は増加傾向にあり、これに伴い分別収集量も増加している。家電リサイクル法については、再商品化義務率を大幅に超えた高率の再商品化が実施されている。食品リサイクル法については、旧基本方針に定められていた再生利用等実施率を平成 18 年度までに 20%にするという目標を各業種の平均では満たしているが、平成 19 年に改定した新基本方針においては、平成 24 年度における業種別の目標値が新たに盛り込まれており、その達成に向け更に取り組んでいくことが必要。建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。

以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。目標達成に向けて着実に進展している。

【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

前年度に比べ、産業廃棄物の排出量は若干増加したが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、平成 28 年 7 月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制の整備が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ 759 件増加し、1,409 件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約 5% から約 9% となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

不法投棄対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。

国際的な循環型社会形成については、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

浄化槽の普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことにより、平成 15 年度から平成 18 年度までの推移を見ると、8.1% から 8.8% へと向上したにとどまっております。目標の達成はかなり困難な状況にある。ただし、浄化槽の普及率が上昇していること、浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村が、前年度とほぼ同数であることから、効率的な生活排水対策が着実に進展している。

なお、指標の浄化槽の普及率については、浄化槽の整備について単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整備の一層の推進を図ることにより、引き続き上昇を図るものとする。

今後の主な課題

天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を国内外において一層推進していくことが必要。具体的には、平成 20 年 3 月に改定された循環基本計画に基づき、地域循環圏の形成に向けた具体的かつ実効的な施策や、ライフスタイル変革に向けた国民運動等を積極的に推進することが必要。また、低炭素社会と循環型社会の統合的な取組が必要。さらに、社会経済の実態を適切に評価・点検するため、物質フローや廃棄物等に関する情報の的確な整備が必要。

リサイクル、適正処理等のための各種施策のみならず、リデュース、リユースをさらに進める施策を推進することが必要。

一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

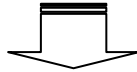
各種リサイクル法について、さらなる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しが必要。また、国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、製品中の希少金属の回収・リサイクルと有害物質の処理が必要。

産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物や微量 PCB 混入廃電気機器の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保が必要。

不法投棄防止の早期発見、未然防止対策を引き続き強化することが必要。

3Rを通じて国際的な循環型社会形成を推進するため、G8とアジアにおける複層的な3Rイニシアティブの展開が必要。また、適正な国際資源循環確保に向け、不法輸出入対策に関する国際連携の強化が必要。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の更なる推進を図ることが必要。



今後の主な取組

地域の特性等に応じた最適な規模の循環を形成する地域循環圏の構築や3R国民運動の推進を行うとともに、物質フロー指標に係る情報的確な把握のため、循環型社会形成推進基本計画において補助指標等の充実を図り、国際的な知見の集積等による、比較可能な資源生産性、循環利用率、最終処分量の定量情報の強化・提供を行う。また、国際的な循環型社会の構築に向けて、我が国の制度・技術・経験の国際展開などにより大きな貢献を果たす。廃棄物発電の導入や、廃棄物系バイオマスの有効活用などを通じて、循環型社会と低炭素社会の統合的取組を進める。

循環交付金の活用等により、市町村における一般廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、循環型の地域づくりを実現する。

危険性、有害性等を理由に市町村において処理が行われていない品目（農薬及び塗料）について、処理実態を把握し、必要と認められる品目について適正処理システムの確立のための検討を行う。

建設リサイクルについて、引き続き、制度の見直しを行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、製品中の希少金属の回収・リサイクルと有害物質処理について検討を開始する。

産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB 汚染物処理施設の整備推進等の PCB 処理推進方策及び石綿含有廃棄物の新たな処理技術についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。不服審査のための業務の強化を図る。

不法投棄対策について、都道府県等との情報共有等、不法投棄の監視・即応体制の強化を図る。

今後作成する新ゴミゼロ国際化行動計画を踏まえて、アジア地域を中心に、我が国の経験、技術、システムを生かしつつ、二国間・多国間協力を進める。また、税関との連携やアジア各国との連携体制の強化等により廃棄物等の不法輸出入対策の強化を図る。

単独処理浄化槽使用者への積極的な働きかけを図ること等により、合併処理浄化槽への転換を推進する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

国内及び国際的な循環型社会の構築							
目標 4-1	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	4章1節 概要						
	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組						
関係課・室	企画課						
指標の名称及び単位	資源生産性[万円/ト] (GDP÷天然資源等投入量) 循環利用率[%] (循環利用量÷総物質投入量(天然資源等投入量+循環利用量)) 最終処分量[百万ト] (廃棄物最終処分量)						
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
指標	約30	約31	約33	調査中		H27年度	42
	約11	約12	約12	調査中			14~15
	約40	約35	約32	調査中			23
目標を設定した根拠等	基準年	平成12年度		基準年の値	約26	約10	約56
	根拠等	第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)					
評価・分析	【達成の状況】						
	<p>循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られている。また、策定から5年目を迎えたため、本計画の見直しを行った。具体的には、総務省による「リサイクル対策に関する政策評価」(平成19年8月)も踏まえ、物質フロー指標及び取組指標に係る目標値の強化・拡充等を図るとともに、低炭素社会等の構築に向けた取組の統合、地域や国際的な循環型社会構築に向けて重点的に取り組むこととした。</p> <p>とりわけ、国際的な循環型社会形成については、平成19年9月にOECDにおける物質フロー分析及び資源生産性に関する取組において、OECD-ジャパンセミナーをOECDと共催するなど資源生産性の指標導入に関する国際的な議論をリードした。また、「3Rイニシアティブ」の下で、「第2回アジア3R推進会議」の実施等を通じて、アジアにおける循環型社会形成を推進するとともに、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展しており、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p>						
	【必要性】						
	<p>我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、我が国の経済社会活動を循環型に変え、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。</p> <p>平成20年3月に変更し、閣議決定した、「循環型社会形成推進基本計画」に基づく各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、3Rの推進と適正処理の実施など、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合的に進めることが必要である。</p> <p>また、世界的に資源制約が顕在化しつつあり、循環資源の価値が近年に高まる中、国際的に連携をとり、国際社会と協力しながら、3Rの推進等を通じて、国際的にも循環型社会を形成する必要がある。</p>						
【有効性】							
<p>資源生産性及び循環利用率が年々上昇するとともに、最終処分量が着実に減少しており、循環型社会の構築という目標に向けて進展している。</p> <p>循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっ</p>							

ている。こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。

なお、平成 19 年版環境・循環型社会白書本体が約 1.6 万部、平成 19 年版図で見る環境・循環型社会白書が約 3.8 万部発行されている。平成 19 年度のインターネット(白書部分)のアクセス件数は約 35 万件である。国が発行している白書の中でも、大変好評をいただいている白書の一つであると認識している。

循環型社会形成基本計画の見直しにおいて、補助指標や推移をモニターする指標の充実を図ったことにより、循環型社会の形成に向けた進捗を的確に反映させることが可能となっている。

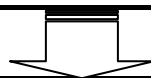
3Rイニシアティブの推進により、G8 各国はもとより、アジア等の途上国において、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。

【効率性】

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。

国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所による説明会により施策の状況を国民に紹介している。

アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の関連学界、団体等の知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。



< 今後の展開 >

循環型社会の形成推進を、廃棄物発電の導入等による低炭素社会や、生物多様性の保全に配慮した自然共生社会に向けた取組と統合的に展開する。

循環資源ごとに地域の特性を踏まえて、環境保全、資源性、経済性等の観点から、最適な循環の範囲を検討する。コミュニティ、地域、ブロック圏、全国規模、そして国際的なレベルに至る最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげる。また、循環型社会ビジネスの市場調査による現状分析を行い、その取組を推進する。

廃棄物等の国内における定量情報の強化を行い、種類や業種別に応じた発生量、循環利用量等の状況や、速報化に関する把握手法の検討を進める。

より環境負荷の低いライフスタイルへの変革につなげるための国民運動を展開し、情報発信により関係主体の積極的な取組と連携を促す。

我が国の3R関連の制度・技術・経験の国際展開、「東アジア循環型社会ビジョン」策定に向けた取組、アジア3R研究・情報ネットワークの構築、資源生産性の向上などG8の3R イニシアティブの更なる発展等を通じて、国際的な循環型社会の構築に貢献していく。

目標 4-2	循環資源の適正な 3R の推進							
	各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	4 章 1 節 概要							
	4 章 2 節 循環型社会の形成に向けた国の取組							
関係課・室	リサイクル推進室							
指標の名称及び単位	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア. 無色のガラス製容器</td> <td style="width: 50%;">カ. プラスチック製容器包装</td> </tr> <tr> <td>イ. 茶色のガラス製容器</td> <td>キ. 鋼製容器包装</td> </tr> <tr> <td>ウ. その他のガラス製容器</td> <td>ク. アルミニウム製容器包装</td> </tr> </table>		ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装	イ. 茶色のガラス製容器	キ. 鋼製容器包装	ウ. その他のガラス製容器	ク. アルミニウム製容器包装
ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装							
イ. 茶色のガラス製容器	キ. 鋼製容器包装							
ウ. その他のガラス製容器	ク. アルミニウム製容器包装							

指標年度等		H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値	
指標	ア	357	347	342	339	調査中	H24 年度	356 (計画値)	
	イ	310	301	293	292	調査中		307 (計画値)	
	ウ	165	166	174	181	調査中		184 (計画値)	
	エ	77	69	71	82	調査中		171 (計画値)	
	オ	212	238	252	268	調査中		340 (計画値)	
	カ	402	471	559	609	調査中		1,004 (計画値)	
	キ	394	362	330	305	調査中		307 (計画値)	
	ク	139	139	140	134	調査中		152 (計画値)	
	ケ	554	547	555	584	調査中		781 (計画値)	
	コ	17	16	16	16	調査中		28 (計画値)	
	ア	81	82	84	86	調査中	各年度	60	
	イ	78	81	77	77	調査中		55	
	ウ	63	64	66	71	調査中		50	
	エ	65	68	75	79	調査中		50	
			43	45	52	53	調査中	H24 年度	-
	ア	69	72	81	81	調査中	85		
	イ	45	41	61	62	調査中	70		
	ウ	23	28	31	35	調査中	45		
	エ	17	17	21	22	調査中	40		
	ア	-	-	98	-	-	H22 年度	95	
	イ	-	-	99	-	-		95	
	ウ	-	-	91	-	-		95	
	ア	77.5	76.9	75.2	76.0	調査中	各年度	50	
	イ	48.7	54.8	53.2	54.7	調査中		20	
	ウ	70.9	73.9	76.9	75.8	調査中		55	
	エ	63.4	64.2	66.3	68.9	調査中		55	
	オ	73.5	73.7	73.2	73.3	調査中		60	

指標	カ	77.6	76.8	76.5	76.6	調査中		55
	キ	56.1	55.1	63.0	62.2	調査中		30
	ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
	ア	-	-	48.0～70.0	63.7～75.0	調査中	各年度	30
	イ	-	-	93.0～94.7	93.5～95.1	調査中		85
	ア	2,911 (92.3%)	2,835 (92.2%)	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	調査中	H24年度	1,784 (97.9%) (計画値)
	イ	2,922 (92.6%)	2,826 (92.6%)	1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	調査中		1,786 (98.0%) (計画値)
	ウ	2,872 (91.0%)	2,788 (91.3%)	1,747 (94.7%)	1,726 (94.5)	調査中		1,794 (98.2%) (計画値)
	エ	748 (23.7%)	772 (25.3%)	551 (29.9%)	599 (32.8%)	調査中		974 (53.3%) (計画値)
	オ	2,891 (91.6%)	2,796 (91.6%)	1,747 (94.7%)	1,752 (95.9%)	調査中		1,806 (98.9%) (計画値)
カ	1,685 (53.4%)	1,757 (57.5%)	1,160 (62.9%)	1,234 (67.5%)	調査中	1,517 (83.0%) (計画値)		
キ	3,116 (98.8%)	2,995 (98.1%)	1,826 (99.0%)	1,793 (98.1%)	調査中	1,821 (99.7%) (計画値)		
ク	3,108 (98.5%)	2,988 (97.9%)	1,827 (99.1%)	1,800 (98.5%)	調査中	1,822 (99.7%) (計画値)		
ケ	2,446 (77.5%)	2,391 (78.3%)	1,551 (84.1%)	1,588 (86.9%)	調査中	1,759 (96.3%) (計画値)		
コ	2,031 (66.4%)	1,966 (66.4%)	1,344 (72.9%)	1,355 (74.2%)	調査中	1,591 (87.1%) (計画値)		
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	<p>、 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定</p> <p>特定家庭用機器再商品化法施行令</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針</p> <p>特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針</p> <p>パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則</p>						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は増加傾向にあり、これに伴い分別収集量も増加している。家電リサイクル法については、再商品化義務率を大幅に超えた高率の再商品化が実施されている。食品リサイクル法については、旧基本方針に定められていた再生利用等実施率を平成18年度までに20%にするという目標を各業種の平均では満たしているが、平成19年に改定した新基本方針においては、平成24年度における業種別の目標値が新たに盛り込まれており、その達成に向け更に取り組んでいくことが必要。建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法につい</p>							

ては、目標値を上回る再資源化が実施されている。
以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【必要性】

廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。

【有効性】

容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成 9 年度の約 125 万トンから平成 18 年度には約 281 万トンと増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっているものと考えられる。さらに、平成 19 年 4 月に改正容器リサイクル法の一部施行や普及啓発事業の展開により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組が進展した。

家電リサイクル法について、平成 18 年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 11,616 千台(ほぼ前年度と同程度)であり、法施行 5 年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。さらに、家電リサイクル制度の評価・検討を行い、家電リサイクルルートによるリサイクルのより一層の促進を図るため、小売業者に対するチェック体制の強化や新規品目の追加等を内容とする報告書を取りまとめた。

食品リサイクル法について、業種ごとに再生利用等の進捗が異なることから、それぞれの業種の状況に即して再生利用等の促進が図られるよう、基本方針において食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業といった業種別に再生利用等の目標値を定めた。また、事業者の判断基準において、事業者ごとの毎年の再生利用等実施率の向上目標値を設定した。

建設リサイクル法について、特定建設資材の再資源化等の実施率は順調に推移しているが、建設廃棄物のリサイクルの更なる促進のため、建設リサイクル法の評価・検討を開始した。

自動車リサイクル法について、自動車破砕残さ及びガス発生器の再資源化率(平成 18 年度)はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。

資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率(平成 18 年度)についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。

【効率性】

環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。

地方環境事務所と連携し、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。

施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。



< 今後の展開 >

循環資源の 3R については、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。

・容器包装リサイクルについては、平成 20 年 4 月から施行された「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」を円滑かつ着実に実施する。また、特に容器包装廃棄物の発生抑制に重点を置いた普及啓発事業等の展開を積極的に実施する。

・家電リサイクルについては、平成 20 年 2 月に取りまとめられた中央環境審議会・産業構造審議会合同会合の報

告書を踏まえ、必要な措置を講ずる。

- ・食品リサイクルについては、改正法が平成 19 年 12 月に施行されたことを受け、改正法の円滑な施行と改正法の普及啓発事業等を実施する。
- ・建設リサイクルについては、法で定める見直し時期を迎えたことから、引き続き建設リサイクル制度に関する評価・検討を行い、その結果に応じ必要な措置を講ずる。
- ・自動車リサイクルについては、平成 22 年 2 月までに法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・資源有効利用促進法については、パソコン及び小形二次電池の流通実態等の把握を行いながら、適切かつ円滑な運用に努める。

目標 4-3	一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)						
	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	4 章 1 節 概要						
	4 章 2 節 循環型社会の形成に向けた国の取組						
関係課・室	廃棄物対策課						
指標の名称及び単位	一般廃棄物の排出量[百万トﾝ](国民1人当たり[g/日]) 一般廃棄物のリサイクル率[%] 一般廃棄物の最終処分量[百万トﾝ] 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年] (参考)ごみ発電の総発電能力[MW] (参考)ごみ発電の総発電量[GWh]						
指標年度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標	54(1,163)	53(1,146)	53(1,131)	調査中	調査中	H24 年度	50
	17	18	19	調査中	調査中		25
	8.5	8.1	7.3	調査中	調査中	H22 年度	6.4
	71	64	62	54	調査中		51
	1,441	1,491	1,515	調査中	調査中	H24 年度	2,500
	7,100	7,129	7,050	調査中	調査中	H21 年度	11,800
目標を設定した根拠等	基準年	～ 平成 19 年度 平成 9 年度 平成 15 年度		基準年の値	52 71	20	12
	根拠等	～ 廃棄物処理施設整備計画 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 、 京都議定書目標達成計画、廃棄物処理施設整備計画					
評価・分析	【達成の状況】 一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。目標達成に向けて着実に進展している。 【必要性】 近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循						

環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。

このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。

国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。

また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。

平成17年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度(平成2年度)に比べ、約3割増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【有効性】

一般廃棄物(ごみ)の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向(平成17年度は前年度に比べ、それぞれ65万トン、15g/日減少)にある。

一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加(平成17年度は前年度に比べ、1.4%増加)しており、今後各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用の推進により、更に増加することが予想される。

一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少(平成17年度は前年度に比べ、76万トン減少)しているが、残余容量は約500万m³減少しており、地域によっては最終処分場がひっ迫している場合があることから、市町村は一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。

一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定の目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、18年(18年4月1日から19年3月31日まで)も17年に比べ排出量を8g-TEQ削減した。

ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向にとどまっている。温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標(2,500MW)を設定した。

一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成19年度には、新たに71の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

【効率性】

一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。

循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供したところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。

廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。



<今後の展開>

市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用や、廃棄物からのエネルギー回収等の温室効果ガスの排出抑制に資する施設の整備を進めることにより、脱温暖化社会にも貢献する。

廃棄物処理施設にストックマネジメントの手法を導入することにより、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。

目標 4-4	産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)						
	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	4章1節 概要						
	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組						
関係課・室	産業廃棄物課						
指標の名称及び単位	産業廃棄物の排出量[百万トﾝ] 産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%] 産業廃棄物の最終処分量[百万トﾝ] 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年] 高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量[万台]						
指標年度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標	412	417	422	集計中(H20 中)	-	H22 年度	458
	48.9	51.3	51.9	集計中(H20 中)	-		47
	30	26	24	集計中(H20 中)	-		30
	(15 年) 74	(16 年) 69	(17 年) 73	62	集計中(H20 中)	H22 年	50
	27	28	集計中(H20 中)	集計中(H20 中)	-	H28 年	0
目標を設定した根拠等	基準年	～ 平成 9 年度 平成 9 年 平成 13 年度		基準年の値	410 1,505	41 24	66
	根拠等	～ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画					
評価・分析	【達成の状況】 前年度に比べ、産業廃棄物の排出量は若干増加したが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、平成 28 年 7 月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制の整備が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ 759 件増加し、1,409 件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約 5% から約 9% となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。						
	【必要性】 廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。 これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。 また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国として PCB 廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。 石綿含有産業廃棄物は、建築物等の解体に伴って、今後大量に発生することが予想され、これらを円滑に処理するために十分な処理体制を確保することが必要である。						

評価・分析	<p>【有効性】 産業廃棄物については、鉄鋼業などからの排出増により平成 17 年度における排出量は 422 百万トンであり、前年度よりやや増加しているものの、基準年と比べるとほぼ横ばい(基準年の約3%増)である。また、再生利用率は約 0.6 ポイント増の 51.9%(目標値 47%以上)と順調に増加し、最終処分量についても 24 百万トン(目標値 30 百万トン以下)と順調に減少している。以上の指標の基準値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、着実に目標達成に向け概ね進展しているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。 産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成 18 年度においては前年度の排出量より 11g-TEQ 削減した。 PCB 廃棄物の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制が具体化し、平成 16 年 12 月には北九州市、平成 17 年 9 月には豊田市、同年 11 月には東京都、平成 18 年 10 月には大阪市において、それぞれ PCB 廃棄物の処理施設の整備を完了し、処理を開始した。また、室蘭市においても本年 5 月から処理を開始しており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向けた体制の整備が着実に進展している。なお、これまでの処理量は平成 17 年度が 2,800 台、平成 18 年度が 5,024 台である。 石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。 法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。</p> <p>【効率性】 産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p><今後の展開> 今後も多量排出事業者対策を含めて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。また、処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。 PCB 廃棄物についても、処理体制の構築など確実かつ適正な処理の推進を行う。 廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の確実な処理を推進する。</p>

目標 4-5	廃棄物の不法投棄の防止等						
	廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	4 章 1 節 概要						
	4 章 2 節 循環型社会の形成に向けた国の取組						
関係課・室	適正処理・不法投棄対策室						
指標の名称及び単位	産業廃棄物の不法投棄件数[件] 産業廃棄物の不法投棄量[百万トン] 5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数[件] (参考)パーゼル法輸出承認件数[件] (参考)パーゼル法輸入承認件数[件] (参考)廃棄物処理法輸出確認件数[件] (参考)廃棄物処理法輸入許可件数[件]						
指標年度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標	894	673	558	554	H20 秋以降公表	H22 年度	H11 年度に 対し概ね半減
	74.5	41.1	17.2	13.1	H20 秋以降公表		

	4	7	7	4	H20 秋以降公表	H21 年度	0
	5	11	15	16	55	-	-
	19	19	29	28	35	-	-
	43	78	30	23	36	-	-
	4	1	5	4	6	-	-

目標を設定した根拠等	基準年	～ 平成 11 年度	基準年の値	1,049	43.3
	根拠等	～ 不法投棄撲滅アクションプラン			

評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>不法投棄対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。</p> <p>国際的な循環型社会形成については、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。</p> <p>【必要性】</p> <p>不法投棄等の不適正処理や不正輸出は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、新規発覚の件数及び投棄量は減少傾向にあるが、依然として不法投棄の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止対策が必要である。</p> <p>循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。</p> <p>廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>不法投棄対策として、地域における意識の向上、廃棄物処理体制の強化、制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成 16 年度に策定している。このほか、廃掃法の改正や排出事業者責任の強化等も行っており、その結果、平成 18 年度の新たな不法投棄件数は 554 件、投棄量は 13.1 万トンであり、不法投棄量は目標値(基準年の値をおおむね半減)を達成し、不法投棄件数は目標値(基準年の値をおおむね半減)達成に向けた取組を実施中である。</p> <p>また、平成 16 年 6 月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。</p> <p>不法投棄撲滅に向けた対策として、平成 19 年度より、5 月 30 日から 6 月 5w 日までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」をして設定し、国と自治体等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止対策を実施し不法投棄の撲滅を目指している。</p> <p>都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成 10 年 6 月以降に不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進センター基金の補助により、平成 19 年度末までに延べ 72 件の事案の支障の除去、適正処理等を行った自治体に対し代執行経費の支援を行った。平成 10 年 6 月以前に不適正処分された事案に関しては、平成 15 年 6 月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成 19 年度末までに 10 事案について県が定めた実施計画に環境大臣が同意し、自治体への支援を実施している。</p> <p>廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施、事前相談の実施、立入検査等により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。</p> <p>アジア地域における情報交換体制(ネットワーク)の構築を進め、アジア各国の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するパーゼル条約」担当者によるワークショップの開催及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。</p> <p>【効率性】</p> <p>不法投棄等の廃棄物の不適正処理によって生じた生活環境保全上の支障の除去を行うには、巨額の費用(例えば、豊島の事案であれば約 450 億円、青森・岩手県境の事案であれば約 650 億円が見積もられている)が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、早期発見や対応及び、未然</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

防止対策を重点化していくことが効率的である。
 不法輸出入等は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており(例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止)、そのような事態を避けるためにも、不法輸出入防止対策を講ずることは効率的。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方事務所を活用し迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。



<今後の展開>

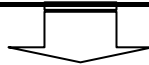
不法投棄対策については、早期発見、早期対応及び未然防止のため、各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携の一層の強化を図り、都道府県職員等に対する研修会の開催や産廃処理事業者の優良化推進事業等を行っていく。

廃棄物における安全と安心の確保を図るため、有害物質等が含まれる廃棄物の管理対策に関する調査・検討を実施する。

引き続き、地方環境事務所による税関との連携や有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、廃棄物等の不法輸出入対策に関する国際的連携の一層の強化等を実施する。

目標 4-6	浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理						
	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	3章1節 水利用の各段階における負荷の低減						
関係課・室	浄化槽推進室						
指標の名称及び単位	浄化槽の普及率[%] (間接)浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数[市町村数]						
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
指標	8.1	8.4	8.6	8.8	調査中	H19年度末	11
	163	217	218	211	212	-	-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	廃棄物処理施設整備計画(各浄化槽整備事業毎に過年度の新設基数等の平均伸び率、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を踏まえて設定)					
評価・分析	<p>【達成の状況】 浄化槽の普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことにより、平成15年度から平成18年度までの推移を見ると、8.1%から8.8%へと向上したにとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。ただし、浄化槽の普及率が上昇していること、浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村が、前年度とほぼ同数であることから、生活排水対策が着実に進展している。</p> <p>なお、指標の浄化槽の普及率については、浄化槽の整備について単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整備の一層の推進を図ることにより、引き続き上昇を図るものとする。</p> <p>【必要性】 公共用水域の保全に対しては公的な対応が必要であり、水質汚濁の大きな要因となっている生活排水対策のための汚水処理施設の整備が重要である。</p> <p>汚水処理施設の整備方策としては、集合処理、個別処理の方法があるが、中小市町村での汚水処理施設の整備が喫緊の課題となる中で、個別処理であることからそのような地域で効率的な整備が可能な浄化槽の役割は高い。</p> <p>平成18年度末で全国に600万基あるとされている単独処理浄化槽については、浄化槽管理者が保</p>						

<p>評価・分析</p>	<p>守点検や法定検査を行っていないことも多く、公共用水域の保全上、合併処理浄化槽への転換が急務である。</p> <p>平成 19 年 1 月に中央環境審議会浄化槽専門委員会において取りまとめられた「浄化槽ビジョン」においても、浄化槽の面的整備を推進するための浄化槽整備区域の設定や浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理を確実にするための法定検査の適正な実施等、浄化槽の普及促進や適正な維持管理の推進に係る施策の必要性が確認されている。</p> <p>【有効性】</p> <p>浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移から、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。</p> <p>平成 18 年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は 8.8%となっており、前年度より上昇している。</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も 42 都道府県 211 市町村(H18 年度)から 41 都道府県 212 市町村(H19 年度)となり、前年度とほぼ同数の市町村が当該事業を実施している。</p> <p>【効率性】</p> <p>浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。</p> <p>これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。</p> <p>浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業(PFI 事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>< 今後の展開 ></p> <p>地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、市町村が設置及び維持管理主体となる浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進等、事業の拡充を図るとともに浄化槽の維持管理を適正に進める。</p> <p>浄化槽シンポジウム、ホームページ等による単独処理浄化槽使用者への積極的な普及啓発、単独処理浄化槽の転換に係る助成制度の積極的活用等を図ることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。</p> <p>浄化槽に関する NPO 等のネットワークの形成等を目的とした「浄化槽フォーラム」の設立等、浄化槽の普及啓発や生活排水対策の取組について、地域の住民や NPO 等との連携を強化することにより行う。</p> <p>その他浄化槽ビジョンの提言等を踏まえ、面的整備の推進や地域住民との連携等による浄化槽の普及施策を行う。</p>

予算事項(事務事業)について

<p style="text-align: center;">当該施策に関する主な法律・税制等</p> <p>< 法律 ></p> <p>循環型社会形成推進基本法(循環基本法)(平成 12 年 法律第 110 号)</p> <p>循環型社会形成推進基本計画(循環基本計画)(平成 20 年 3 月)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和 45 年法律第 137 号)</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)(平成 7 年法律第 112 号)</p> <p>特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成 10 年法律第 97 号)</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)(平成 12 年法律第 116 号)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成 12 年法律第 104 号)</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)(平成 14 年法律第 87 号)</p> <p>資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)(平成 3 年法律第 48 号)</p>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特措法)(平成 13 年法律第 65 号)
 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)(平成 15 年法律第 98 号)
 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)(平成 4 年法律第 108 号)
 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)

< 税制 >

再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等

< その他 >

21世紀環境立国戦略(平成 19 年 6 月)

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H19 当初		
		H19 当初	H20 当初	H21 反映
4-1	循環型社会形成年次報告策定事務費	13,432	15,068	
	循環型社会推進等経費	90,033	123,740	
	廃棄物行政情報システム運営費	44,941	0	
	広域最終処分場等計画調査(公共)	45,500	41,000	
	広域廃棄物埋立処分場の内大阪湾広域臨海環境整備センター(公共)	2,011,945	1,573,000	
	3Rイニシアティブ国際推進費	120,014	122,786	
	新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費	10,922	0	
	物質フロー会計に関する OECD ワークショップの開催	20,320	0	
	廃棄物対策等共通経費	72,322	79,961	
	UNEP「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援	0	19,210	
	循環型社会形成推進事業費	15,676	18,175	
	循環型社会推進事業費(地方環境対策分)	31,689	30,779	
4-2	容器包装に係る3R推進事業費	52,298	57,812	
	改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費	72,808	82,048	
	家電リサイクル推進事業	42,981	52,095	
	食品リサイクル推進事業	19,121	30,182	
	建設リサイクル法の施行状況基礎調査	3,364	33,100	
	使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査	10,536	10,326	
	資源の有効利用促進に係る適正化事業	16,640	26,106	
	循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事務費	14,356	39,744	
個別リサイクル法に基づく立入検査等経費(地方環境対策分)	464	464		
4-3	一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査(公共)	8,000	6,600	
	一般廃棄物処理事業等調査(公共)	6,500	5,400	
	一般廃棄物に係る新基準策定調査(公共)	4,000	3,400	
	適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査(公共)	2,800	2,400	
	廃棄物処理施設の効率的な整備推進に関する調査(公共)	31,200	25,800	
	一般廃棄物処理施設におけるストックマネジメント導入手法調査(公共)	0	18,000	
	し尿処理施設等整備費補助(公共)	38,974	0	
	廃棄物循環型処理施設(公共)	17,676,376	13,245,000	
	首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額(公共)	70,000	70,000	
	循環型社会形成推進交付金(公共)	32,704,000	36,092,000	
	特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	8,035	7,632	
	廃棄物処理技術等情報提供システム管理・運営費	7,133	5,903	
	一般廃棄物処理における RoHS 規制対策物質等対策調査	13,551	18,098	
	災害等廃棄物処理事業対策費	458,000	200,000	
市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査費	15,078	15,078		

	バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査	10,391	10,391
	廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	0	334,361
	廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	9,030	9,017
	首都圏震災廃棄物対策費	7,091	7,099
	廃棄物処理施設等標準発注仕様書作成調査費(公共)	6,600	5,500
	²¹ ダイオキシン類削減対策総合推進費	12,058	11,985
	²² 廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計 再掲:1-1)	-	-
	²³ 廃棄物処理施設災害復旧費補助(公共)	30,705	0
	*廃棄物処理等科学研究費	1,261,000	
4-4	産業廃棄物情報管理システム構築事業費	17,846	11,844
	廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査	59,819	55,774
	産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費	4,827	4,808
	産業廃棄物行政人材育成費	8,453	8,232
	産業廃棄物排出・処理状況調査	7,597	35,225
	産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	6,131	5,332
	産業廃棄物処理業優良化推進事業費	55,709	49,711
	ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業(電子マニフェスト普及促進事業費から名称変更)	89,972	154,647
	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(公共)	3,010,000	2,033,000
	廃棄物処理センター整備基本計画調査(公共)	20,000	20,000
	広域廃棄物埋立処分場の内廃棄物処理センター	22,000	22,000
	PCB 廃棄物データベースの構築・運営	5,217	5,217
	低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業	28,375	27,931
	PCB 廃棄物対策推進費補助金	2,000,000	2,000,000
	PCB 処理施設整備事業(公共)	15,502,000	13,644,000
	PCB 廃棄物処理事業に係る事業評価検討調査(公共)	3,900	0
	石綿廃棄物適正処理方策検討調査	14,522	31,671
	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	9,850	11,887
	産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業費	0	5,000
	廃棄物処理施設に対する温暖化対策事業(特会 再掲1-1)	-	-
4-5	不法投棄早期対応システム整備費	11,928	10,668
	産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	14,404	10,449
	不法投棄事案対応支援事業	32,958	30,535
	不法投棄撲滅運動の展開	0	13,452
	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,970,000	3,970,000
	バーゼル条約対策費	12,483	9,583
	アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	35,144	35,396
	バーゼル条約 95 年改正に関する戦略的検討	0	14,216
	アジア資源循環推進ネットワーク形成事業(地方環境対策)	2,964	2,813
	アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業 拠出金	42,166	39,211
	特別管理廃棄物処理基準設定費	17,127	16,107
	クリアランス廃棄物管理システム整備費	8,730	8,660
	クリアランス廃棄物管理システム整備費(地方環境対策)	349	349
国際的環境問題対策費(地方環境対策)	1,622	1,622	
4-6	浄化槽対策推進費(浄化槽指導普及事業費)	23,059	23,059
	污水处理施設の効率的整備促進に関する調査(公共)	22,300	18,700
	災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成	0	5,586
	小規模事業場への浄化槽技術適用調査(公共)	7,000	6,000
	循環型社会形成推進交付金(公共)	13,296,000	13,040,000
	浄化槽管理士国家試験費	3,495	3,495
	浄化槽整備推進費	45,319	50,306

(注)「*」の事業については、平成 20 年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

特記事項

<p>< 政府重要政策としての該当 ></p> <p>施政方針演説及び所信表明演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)、第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日) 第 161 回国会(平成 16 年 10 月 12 日)、第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日) 第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)、第 166 回国会(平成 19 年 1 月 26 日) 第 168 回国会(平成 19 年 10 月 1 日)</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日) 主要国首脳会議(シーアイランド・サミット)(平成 16 年 6 月 10 日)持続可能な開発のための科学技術(骨子)(3R 行動計画) G8 エビアン科学技術行動計画を踏まえて、新たな取り組みを含む「持続可能な開発のための科学技術の次なる措置: 3R イニシアティブに関する行動計画」を採択。 3R イニシアティブ閣僚会合(平成 17 年 4 月 30 日) バイオマス・ニッポン総合戦略(平成 18 年 3 月 31 日) 21 世紀環境立国戦略(平成 19 年 6 月) 循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月 25 日) 廃棄物処理施設整備計画(平成 20 年 3 月 25 日)</p> <p>< 当該施策に係る府省庁 ></p> <p>財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、外務省</p> <p>< 昨年度評価書からの変更点 ></p> <p>4-1 昨年度の評価書では、「指標 : H15-約 32、H16-約 34」、「指標 : H16-約 13」となっていたところ、GDP の算出方法が、固定基準年方式から連鎖方式に変更になったため、値を変更した。</p> <p>4-1 「目標年」「目標値」「基準年」を変更</p> <p>循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月 25 日)策定に伴い、指標の目標年を 2015 年とし、目標値も下記の通り変更した。また、基準年を「循環型社会元年」である 2000 年(平成 12 年)に統一した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源生産性: 42 万円/トン ・ 循環利用率: 14 ~ 15% ・ 最終処分量: 23 百万トン <p>4-2 容器包装リサイクル法に係る目標年・目標値については、平成 19 年度に第 5 期市町村分別収集計画及び第 5 期都道府県分別収集促進計画が策定されたことを踏まえ変更。</p> <p>4-2 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率の目標年・目標値については、平成 19 年 6 月の食品リサイクル法の改正及び基本方針の改正を踏まえ変更。</p> <p>4-3 指標、の目標年度、目標値、基準年、目標設定の根拠を変更。</p> <p>平成 20 年 3 月に、廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づく新たな廃棄物処理施設整備計画が閣議決定され、同計画においてこれまでの経緯を踏まえた新たな目標が設定されたため。</p> <p>4-3 「指標 の H15 年度数値」及び「指標 の H17 年度数値」に誤りがあったため、修正した。</p>

各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	指標
	4-1- 資源生産性
	4-1- 循環利用率
	4-1- 最終処分量
	4-2- 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量
	4-2- 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率
	4-2- 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率
	4-2- 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率

目標番号 及び指標名	4-2-	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率
	4-2-	自動車リサイクル法における自動車破碎残さ及びガス発生器(エアバッグ等)の再資源化率
	4-2-	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数
	4-3-	一般廃棄物の排出量
	4-3-	一般廃棄物のリサイクル率
	4-3-	一般廃棄物の最終処分量
	4-3-	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-3-	(参考)ごみ発電の総発電能力
	4-3-	(参考)ごみ発電の総発電量
	4-4-	産業廃棄物の排出量
	4-4-	産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率
	4-4-	産業廃棄物の最終処分量
	4-4-	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-4-	高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量
	4-5-	産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-	産業廃棄物の不法投棄量
	4-5-	5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-	(参考)パーゼル法輸出承認件数
	4-5-	(参考)パーゼル法輸入承認件数
	4-5-	(参考)廃棄物処理法輸出確認件数
	4-5-	(参考)廃棄物処理法輸入許可件数
4-6-	浄化槽の普及率	
4-6-	(間接)浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数	
指標の解説	4-1-	: GDP / 天然資源等投入量
	4-1-	: 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)
	4-1-	: 廃棄物最終処分量
	4-2-	: 容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の状況
	4-2-	: 家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した状況
	4-2-	: 食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した状況
	4-2-	: 建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した状況
	4-2-	: 資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコン及び小形二次電池を自主回収及び再資源化した状況
	4-2-	: 自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破碎残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した状況
	4-2-	: 容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の状況
	4-3-	: 一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「資源ごみの集団回収量」の総和である。
	4-3-	: 一般廃棄物のリサイクル率(%)は、〔直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量〕 ÷ 〔ごみの総処理量 + 集団回収量〕 × 100 で表される。
	4-3-	: 一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。
	4-3-	: 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ 1tあたりの乾き排ガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて推計した値である。
	4-3-	: ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行う能力の総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-3-	: ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行った発電量総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-4-	: 事業者からの産業廃棄物の排出量
4-4-	: 産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合	

指標の解説	<p>4-4- :産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合</p> <p>4-4- :産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量</p> <p>4-4- :事業者が保管している高圧トランス等の保管量</p> <p>4-5- :産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚件数</p> <p>4-5- :産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚量</p> <p>4-5- :4-5- のうち、1件あたりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの</p> <p>4-5- :バーゼル法の規制対象物の輸出に対する許認可件数</p> <p>4-5- :バーゼル法の規制対象物の輸入に対する許認可件数</p> <p>4-5- :廃棄物処理法の規制対象物の輸出に対する許認可件数</p> <p>4-5- :廃棄物処理法の規制対象物の輸入に対する許認可件数</p> <p>4-6- :浄化槽普及人口の総人口に対する割合</p> <p>4-6- :浄化槽市町村整備推進事業における当該年度の当初内示時の実施市町村数の合計</p>
評価に用いた資料等	<p>4-1- ~ :循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月)</p> <p>4-2- 、 :平成 18 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について</p> <p>4-2- :家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について(平成 18 年 6 月 12 日報道発表資料)</p> <p>4-2- :平成 18 年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(農林水産省ホームページ掲載資料)</p> <p>4-2- :平成 17 年度建設副産物実態調査結果について(平成 18 年 12 月 8 日国土交通省報道発表)</p> <p>4-2- :平成 18 年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(環境省ホームページ掲載資料)</p> <p>4-2- :産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料</p> <p>4-3- ~ :一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成 17 年度実績)について</p> <p>4-3- :一般廃棄物焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度について</p> <p>4-3- ~ :一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成 17 年度実績)について</p> <p>4-4- ~ :産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成 17 年度実績)について</p> <p>4-4- :廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等について</p> <p>4-4- :PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	4-2- 、 及び 4-6- :市町村合併
---------------	-----------------------